

函館工業高等専門学校研究推進室要項

令和5年3月24日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)KOSENコモンズセンター規程（令和5年3月24日函高専達第20号。以下「センター規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、本校研究推進室(以下「推進室」という。)の業務及び運営並びに組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進室は、地域との共同利用を通して独創的な研究や創造的な研究の発展を目指すことを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 地域企業等と連携した研究の推進に関すること。
- 二 地域企業等との共同研究の開発に関すること。
- 三 共同利用施設の管理運営に関すること。
- 四 オープンファシリティに関すること。
- 五 その他推進室に関すること。

(部門)

第4条 推進室に、次に掲げる部門を置き、各部門にそれぞれ部門長を置く。

- 一 研究開発推進部門
- 二 産学連携推進部門
- 三 生涯学習推進部門

第4条の2 研究開発推進部門は、次に掲げる業務を行う。

- 一 推進室の運用に関すること。
- 二 推進室の施設設備の維持管理に関すること。
- 三 学内外共同利用の推進に関すること。
- 四 不要となった設備の利活用に関すること。
- 五 本校の研究活動支援及び促進に関すること。
- 六 その他研究開発の推進に関すること。

2 産学連携推進部門は、次に掲げる業務を行う。

- 一 受託研究及び共同研究のコーディネートに関すること。
- 二 産学官連携行事の企画及び運営等に関すること。

- 三 その他産学連携の推進に関すること。
- 3 生涯学習推進部門は、次に掲げる業務を行う。
 - 一 社会人のリフレッシュ教育に関すること。
 - 二 地域への研究等の広報活動に関すること。
 - 三 その他産学連携の推進に関すること。

(共同利用施設等)

第5条 推進室に、次に掲げる共同利用施設とドローン研究センターを置く。

- 一 共同利用施設 実習工場，電子顕微鏡室，X線室，創造工房
 - 二 ドローン研究センター
- 2 共同利用施設及びドローン研究センターの運営及び組織等に関する事項は、校長が別に定める。

第5条の2 前条第1項に定めるもののほか、共同利用施設として推進室に学外研究施設を置く。

- 2 学外研究施設の運営及び組織等に関する事項は、校長が別に定める。

(組織)

第6条 推進室に、センター規程第5条第1項で定める室長のほか、次に掲げる者を置く。

- 一 部門長
 - 二 技術教育支援センター長
 - 三 総務課長
 - 四 その他校長が必要と認めた者
- 2 推進室に、必要に応じ副推進室長を置くことができる。

(部門長)

第9条 部門長は、第4条に定める部門ごとに、教授又は准教授のうちからセンター長が指名する。

- 2 部門長は、推進室長の命を受け、各部門の業務に従事する。
- 3 部門長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第10条 推進室の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 推進室の管理運営に関し、重要な事項については、本校運営会議の議を経なければ

ばならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、推進室の管理運営に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年 1 月 24 日から施行する。